

花巻市シルバーワークプラザ指定管理者の指定について

公の施設の管理を行う指定管理者について、地方自治法の規定により次のとおり指定しました。

区 分	内 容
指定管理者が管理を行う施設の名称	花巻市シルバーワークプラザ
指定管理者となる団体の名称等	所在地 花巻市南万丁目970番地3 名 称 社団法人花巻市シルバー人材センター 代表者 理事長 板垣 弘清
指定管理者が行う業務内容	高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第42条の規定によるシルバー人材センター業務に関すること。 シルバーワークプラザの休館日の変更に関すること。 シルバーワークプラザの開館時間の変更に関すること。 シルバーワークプラザの施設及び設備の原状回復の指示に関すること。 シルバーワークプラザの施設及び設備の維持管理に関すること。 その他シルバーワークプラザの管理運営に関し市長が必要と認めること。
指定管理者の選定理由	社団法人花巻市シルバー人材センターは、施設設置目的及び法に基づく業務を行う市内唯一の事業者であり、施設を継続して適正に管理するための人的能力及び物的能力を有しているため。 審査評価基準に基づく審査（書類審査、面接） 合計得点 88.4点（154.8点満点）
選定委員会の名称及び委員氏名	花巻市シルバーワークプラザ指定管理者候補者選定委員会 委員長 花巻市商工観光部長 伊藤 新一 委 員 花巻商工会議所地域開発委員会委員長 佐藤 良介 委 員 花巻駅前商業協同組合理事長 鎌田 定悦 委 員 花巻市総務部長 伊藤 隆規 委 員 花巻市政策推進部長 亀澤 健
指定の期間	平成22年4月1日から平成27年3月31日まで
指定管理者を指定した日	平成21年12月15日
問い合わせ先	花巻市商工観光部商工労政課工業労政係 担当：佐々木 賢二 電話番号 0198(24)2111 内線388